

◎ 考年一事

昭三子之 陶儀 秘書 在 (年廿三時身 四時

昭三子之 陶儀 秘書 在 (年廿三時身 四時

昭三子之 陶儀 秘書 在 (年廿三時身 四時

昭三子之 陶儀 秘書 在 (年廿三時身 四時

(年廿三時身 四時

# 手配票

通電先話		通牒日時		受信者氏名		取扱者印	
警視廳	3月30日	午後2時	李末		各殖民地當該官	發信日時	取扱者印
大阪	11月11日	午後2時	杉浦		各廳府縣警察部長	發信日時	取扱者印
愛知	7月4日	午後3時19分	北川		東京都市遞信局	3月31日	平敦
福岡	5月1日	午後7時0分	小山		直通電話又ハ赤坂三六七番	3月31日	尾上
宮城	月	日後前			省內電話五四〇番	午後11時10分	
北海道	月	日後前			銀座自五、一三三番至五、二三九番	午後	
新潟	月	日後前			銀座三、八九〇番	午後	
石川	月	日後前			銀座四、一三一番	午後	
廣島	月	日後前				午後	
香川	月	日後前				午後	
電報手配							
憲兵司令部		警電 一、〇〇五番		通報日時		受信者氏名	
東京都市遞信局		直通電話又ハ赤坂三六七番		3月31日		平敦	
內閣情報部		省內電話 五四〇番		3月31日		尾上	
拓務省警務課		銀座自五、一三三番至五、二三九番		午後			
衆議院速記課		銀座三、八九〇番		午後			
貴族院委員課		銀座四、一三一番		午後			

書課長

事務官

理事官 閣原稿

供覽

逓信省發表（一四三三二）

兼て政府に於ては「イラン」國皇太子殿下の御結婚を奉祝する爲日本「イラン」間の親善飛行の計畫を樹てゝみたが、此程關係各省の意見一致を見たので本日の閣議に於て逓信大臣より之が計畫を報告し左の如く實施することに決定した。

一、日本「イラン」親善往復飛行要領

二、總理大臣談

三、逓信大臣談

四、航空局長官談

五、機名の説明

六、「そよかせ」號性能

七「そよかせ」號乗員航空略歴

日本「イラン」親善往復飛行要領

「イラン」國皇太子殿下御結婚ニ當リ日本國政府ハ左記要領ニ依リ  
航空機ヲ派遣シ之ガ奉祝ノ意ヲ表スルモノトス

記

一、目的 「イラン」國皇太子殿下御結婚奉祝

二、實施年月日 昭和十四年四月八日乃至十日

三、實施者 大日本航空株式會社

四、使用機

(一)型式 三菱式双發輸送機

(二)機名 「そよかせ」號

(三)登録記號 登録記號 JIBEOA

五、搭載無線機

(一) T式長短兼用送受信機

波長	中波	短波
	三三三 Kc	六五九〇 Kc
	五〇〇 Kc	六一〇〇 Kc

(二) A式方向探知機

六乘員及同乘者

(一) 乘員

機長

一等飛行機操縱士兼一等航空士 松井勝吾

操縱士

一等飛行機操縱士兼二等航空士 岩堀庄次郎

機關士

岡本虎男

技術員

楠木健次郎

無線通信士

清都誠一

(二) 同乗者

本飛行主催者タル日本國政府代表

航空局書記官

大久保 武雄

本飛行實施者タル大日本航空株式會社代表

大日航社總務部長

永淵 三郎

外務省

外務事務官

鶴岡 千仞

海軍省

海軍少佐

江口 穂積

七 航空路、著陸場等

第一日 東京—台北

第二日 台北—廣東

第三日 廣東—盤谷

第四日 盤谷—カルカッタ

第五日 カルカッタ | アラハバツド | ジョドブール | カラチ

第六日 カラチ | ジヤスク | バスラ

第七日 バスラ | バグダツド

第八日 バグダツド | テヘラン

備考 「ボグダツド」ハ場合ニ依リ著陸ノミトシ第七日

テヘラン」ニ向フコトアルモノトス

八、復航ハ往航ノ逆ノ豫定トス



總理大臣談

「イラン」國皇太子殿下にはこの度御婚儀の式を擧げさせられることは、誠に御目出度き極であつて、その友邦たる日本國としては衷心より御祝ひ申上げる次第である。

この御慶事に對する奉祝の意を傳へ且「イラン」國に對する我國の友好の情を表明する爲今般政府は奉祝親善飛行を行ふことになつた。しかも、こゝに感激に堪へないことは、恐れ多くも

畏こきあたりよりの御祝品を本計畫に使用する飛行機を以て奉送することであつて誠に光榮の事と存する次第である。

私は國産機「そよかぜ」號が無事この喜ばしき使命を達成し日本と「

室内者(山本)  
外務省儀典課(木本)  
御祝品一品名掲載ス  
ルニ差支ナシ  
主任 高田

イラン」との間の親善なる関係が益々緊密の度を加へんことを冀ふものである。

遞信大臣談

我友邦「イラン」國皇太子「シャブール・モハメツド・レザ」殿下が「エヂプト」國王女「フオジイエ」殿下と御結婚遊ばされることは同國王室の御繁榮の爲喜びに堪へない次第である。

政府に於ては此の御慶事を奉祝し併せて日本「イラン」兩國間の親善關係を愈々密接ならしむる爲、奉祝親善飛行の計畫を樹てた譯である。殊に本飛行機に依り恐れ多くも

畏こきあたりよりの御祝品を奉送致すことは誠に光榮の極みであると共に其の責任の重大なるを痛感する次第である。

政府に於ては本飛行の重大なる使命を達成せしむる爲、航空局國際課長を派遣し本飛行機に同乗せしむることにしてゐる。

この飛行に當る航空機としては大日本航空株式會社の國産機「そよかぜ」號が選定せられたのであるが、私は本機が無事其の任務を果し日本「イラン」兩國間の親善關係に一層緊密の度を加へることを確信し其の成功を祈る次第である。

航空局長官談

今回「イラン」國皇太子殿下御結婚奉祝の爲日本政府から航空機が派遣されることとなり大日本航空株式會社が其の實施に當ることとなりなつたのは我國民間航空にとり誠に喜ばしき事である。

殊に恐れ多くも

畏こきあたりよりの御祝品を奉送申上げることとは我國民間航空全體の光榮である。從來外國の儀式に航空機の派遣された例は稀であつて我國政府としては今回が其の最初の企圖である。この意味から言つても航空局としては特に本飛行を重視し我國の國産機たる「そよかせ」號を選定すると共に乗員も亦優秀なる者を選拔し本飛行の使命達成に

萬全を期してゐる次第である。

「イラン」國は昔から東西文化の交流の要衝に當り現代に於ても日本との關係は密接である。私は本飛行が日本と「イラン」とを繋ぐ友情の上に更に一つの強力なる紐帶とならん事を希望するものである。

### 機名の説明

本機は「イラン」國王室に於ける御慶事に關して使ひするのであるからその名は日本語としては勿論「イラン」語としてもその發音並に意味に於て芽出度く感じ良きことが要求されるのである。そこで多數の候補名より慎重審査の上「そよかせ」の名が選定されたのであるかその日本語としての感じに於ては難のないものであることは明瞭だかこれを「イラン」語に於ては「ナスイム」と發音し意味は「旭光を浴びて良い便りを齊らす」といふ誠に本飛行の趣旨に打つて付けの名と言ふべきであらう。

「セムカゼ」號性能

- |           |           |
|-----------|-----------|
| 一、型 式     | 三菱式双發輸送機  |
| 二、全 幅     | 二五米       |
| 全 長       | 一六米       |
| 全 高       | 三・七米      |
| 三、發 動 機   | 金星九〇〇馬力二基 |
| 四、巡 航 速 力 | 二六〇杼時     |
| 五、航 續 時 間 | 約十時間      |



そよかせ號乘員航空略歴

一、

一等飛行士兼一等航空士 松井勝吾（35滋賀縣）  
遞信省第五期換縦依托出身

日本航空、滿洲航空、國際航空、大日本航空ニ連續服職 總飛行時間六千時間餘

昭和十二年夏以降滯獨八箇月 ルフトハンザ社定期航空就航五十餘時間

一、

昨年四月伯林―東京間ハインケル機空輸ニ於ケル東郷號ノ操縦者  
一等飛行士兼二等航空士 岩堀庄次郎（33千葉縣）

一、

三菱重工業名古屋航空機製作所所員 總飛行時間二千六百時間餘  
航空機關士 岡本虎男（38秋田縣）

遞信省第二期機關依托生

日本航空、滿洲航空、國際航空及大日本航空ニ連續服職 總飛行時間四千六百時間餘

昭和十二年夏以降滞獨八箇月 ヒルト工場ニテ修業及定期就航  
伯林―東京間ハインケル機空輸ニ際シ乃木號機關士トシテ克ク其任  
務ヲ達成セリ

航空技術員

楠木健次郎（35 三重縣）

大正九年以降製作所工員トシテ工作ニ従事ス

現在三菱重工業名古屋製作所工員ニシテ大日本航空ノ囑託トナリ航  
空機用發動機ニ關シ造詣極メテ深シ

第一級通信士 清都誠一（37 富山縣）

昭和二年目黒無線電信講習所卒業

日本郵船ニ入社後滿洲航空ニ入り航空通信ニ従事ス

昭和十二年夏以降滞獨八箇月 ルフトハンザ社定期航空ニ同乗修業  
ス

昨年四月伯林―東京間ハインケル機空輸ニ於ケル乃木號通信士トシ  
テ極メテ優秀ナル技術ヲ發揮セリ

圖書課長

事務官

理事官

四月一日

内務省

東京八社、大阪三社、愛知及福岡各四社  
電話指導案

今次ノ汪精衛聲明ニ因ル記事取扱  
ニ当リテハ客年十二月三十一日電話申入

ヲ為シタル記事取扱注意事項

御留意ノ上  
運用スルニ依リ記事編輯上特ニ注意

一〇一

津島相成屋

内務省



圖書課長

事務官

理事官

四月二日午前二時五十分

内務省

東京八社、近畿各府縣（大阪、京都、兵庫、奈良、滋賀）主要日刊社、  
愛知、福岡各四社 電話指導案

本朝大阪市ニ於ケル兵舎火災ニ関スル記事取扱

ニ當リテハ軍當局ヨリ申越ノ次第モ有之ハニ付、

（上御注意）

左記事項ニ特ニ御留意ノ上記事編輯相成

度

九 記

一、單ニ兵舎火災ノ事實ノ報道ハ差支無キモ誇大

ニ互リ又ハ刺戟的筆致ヲ以テ記事掲載セザルコ

ト、

二、部隊名ハ一切掲載セハルコト、

三、原因等ニ付~~テ~~揣摩臆測ヲ以テ記事掲載セガ

ルコト、

内務省

四、被害ノ程度ニ付テハ軍當局ヨリ発表アル迄掲



載セザルコト、

五、写真ヲ掲載セザルコト、

以上



# 手配票

香川	廣島	石川	新潟	北海道	宮城	福岡	愛知	大阪	警視廳	電話先話						
月 日後前 時 分	月 日後前 時 分	月 日後前 時 分	月 日後前 時 分	月 日後前 時 分	月 日後前 時 分	〃月〃日 午前 3時 20分	〃月〃日 午前 3時 分	〃月〃日 午前 2時 50分	〃月〃日 午前 〃時 〃分	通牒日 時						
						山本	川瀨	浜口	赤石沢	受信者 氏名						
						〃	〃	〃		取扱者 印						
各殖民地當該官 各廳府縣警察部長 發信先			<b>電報手配</b>								電話通報先					
			貴族院委員課 <small>北村</small> 銀座 四、一三一 番	衆議院速記課 <small>鈴木</small> 銀座 三、八九〇 番	拓務省警務課 <small>白五、一三 至五、一三九 番</small> 銀座 五、一三九 番	內閣情報部 <small>省內電話 五四〇番</small>	東京都市遞信局 <small>直通電話又ハ 赤坂三六七番</small>	憲兵司令部 <small>警電 一、〇〇五番</small>	月 日後前 時 分	月 日後前 時 分	月 日後前 時 分	月 日後前 時 分	月 日後前 時 分	月 日後前 時 分	月 日後前 時 分	月 日後前 時 分
發信日時 取扱者印									中粒	中倉	受信者 氏名					取扱者 印
										〃						



本件指導ノ経過



一、午前二時十分大坂府(港口)より電話アリテ

今朝午前二時少之前、當市東區大午前町所在ノ旧輜

重兵舎より出火シ全焼セムトシツ、アリ、右兵舎

ニハ今回戦地ニ出動スベキ某部隊在營ニアリ

↓(歩兵第三十七隊タル由)  
(小林(吉)部隊)

本件ヲ新夕記者トシテ取扱ハル、ハ支障アル

ニ付、軍當局より何分ノ発表ヲ為ス迄一切

之ヲ新字残ニ掲載セハル様取缔相成度旨

大改憲兵隊ヨリ申入アリタルが如何ニスベ

キヤ

トノ申報アリ

一右電話ヲ受ケ即時理事官、課長ニ報告指揮

ヲ受ケ陸軍省情報部、福山中佐ニ連絡シタ

ルトコロ

火災ノ原因、範圍其他ハ調査ノ上発表スル事  
トナルベキモ目下取込中ノ事ト認メラル、  
ニ付一先ヅ現地當局ノ希望通り何分ノ  
発表ヲ為ス迄一切新夕紙ニ掲載セザル  
様取柄セラレ度与

ノ回答アリタルヲ以テ直チニ指導ヲ開始

セリ

一、此ルニ午前二時四十分再ビ大阪府ヨリ電話ヲ以テ

中部防衛司令部ニ於テハ <sup>（新歩記者）</sup> 本事故ニ関シテハ

イ、部隊名ヲ掲載セザルコト

ロ、原因等ニテハ揣摩臆測ヲ以テ掲載セザルコト

ハ、字態ヲ掲載セザルコト

ノ制限ヲ附セバ其他ハ掲載可ナリトシテ直接

新歩記者ヲ指導シタルニ付 最初ノ憲兵隊

内務省

ヨリノ依頼越ト相違ヲ来スニ至リタルが如何  
ニスベキヤ

トノ申報アリ、

一、右即時課長ノ指揮ヲ受ケ 福山中迄ト打合ノ  
上 改メテ本指導ヲ為スニ至リタル也ナリ、

圖書課長

事務官

理事官



甲日甲日

小島(一) 田中(少) 中(平) 中(平)

車窓朝日 車窓日 讀書 報云  
日曜及北海通 主要の刊 社 要地 抄 要 案

蘇聯領土 樺太 一 河 系 之 大 谷 嶺 岳

系 上 在 高 初 靜 之 関 之 美 之 関 原 之 高 也 申

越 之 以 爲 不 可 打 之 以 之 甘 之 之 聲 之 紙 之 揭 裁

也 上 叔 以 之 緯 轉 上 而 任 意 抄 取 之

内 務 省



圖書課長

事務官

理事官

梅里仰式



四月廿一日午後六時  
梅里仰式 梅里仰式 梅里仰式 (梅里仰式)

大谷 歳兵衛

当 四十五年

古者昭如 古者昭如 古者昭如 古者昭如 古者昭如 古者昭如

古者昭如 古者昭如 古者昭如 古者昭如 古者昭如 古者昭如

内務省

此は本領事館の事務に  
入るべきこと

本館、諸君の  
職務、概して  
事務に  
入るべきこと

事務に  
入るべきこと

事務に  
入るべきこと

事務に  
入るべきこと

事務に  
入るべきこと

十、此ノ一事ハ、以テ事ニ出テ、おのゝるニテ、由地ニ

出テ、之ヲ以テ、(親法ニテ、)之ノ内、以テ、相

照シ

由地ニ出テ、(親法ニテ、)之ノ内、以テ、相

照シ、親法ニテ、(親法ニテ、)之ノ内、以テ、相

照シ、親法ニテ、(親法ニテ、)之ノ内、以テ、相

内務省

◎ 考年可也

右要地掃蕩ノ際、由地ノ多ク、早止ノ事絶

ノ要、其ノ上、決、裁、ヲ、得、ル、上、決、定、サ、ル、ニ、モ、構

テ、所、在、多、由、地、段、ノ、支、出、品、等、定、地、ノ、界、極、存、ニ

對、シ、概、括、サ、ル、旨、多、地、ノ、界、中、ナ、リ

# 手配票

電話先話		通牒日時		受信者氏名		取扱者印	
警視廳	月 日 時 分	月 日 時 分	氏名	印	東京都市遞信局	月 日 時 分	中川
大阪	月 日 時 分	月 日 時 分			憲兵司令部	月 日 時 分	
愛知	月 日 時 分	月 日 時 分			東京都市遞信局	月 日 時 分	
福岡	月 日 時 分	月 日 時 分			内閣情報部	月 日 時 分	
宮城	月 日 時 分	月 日 時 分			拓務省警務課	月 日 時 分	
北海道	月 日 時 分	月 日 時 分			衆議院速記課	月 日 時 分	
新潟	月 日 時 分	月 日 時 分			貴族院委員課	月 日 時 分	
石川	月 日 時 分	月 日 時 分			各殖民地當該官	月 日 時 分	
廣島	月 日 時 分	月 日 時 分			各廳府縣警察部長	月 日 時 分	
香川	月 日 時 分	月 日 時 分			發信先	月 日 時 分	

様大(空変) 宛掛入

## 電報手配

發信先	發信日時	取扱者印
各殖民地當該官	月 日 時 分	
各廳府縣警察部長	月 日 時 分	

電話通報先	通報日時	受信者氏名	取扱者印
警電 一〇〇五番	月 日 時 分	中川	印
直通電話又ハ 赤坂三六七番	月 日 時 分	架	印
省内電話 五四〇番	月 日 時 分	梅	印
銀座 自五、一三一至五、一三九番	月 日 時 分	三	印
銀座 三八九〇番	月 日 時 分		
銀座 四一三一番	月 日 時 分		

中外	都	國民	報知	讀賣	日日	朝日	同盟	通話先
至自 一六 五五六 五五 三一	至自 三三五 一一七 〇〇 九一	至自 五五五 五五七 五五 九〇	至自 〇〇 五五二 六五三 一一	至自 一一五 一一六 一一 九〇	至自 〇〇 三三二 三二三 一一	至自 〇〇 一一二 四三三 一一	至自 二二五 一一七 二二 二二 五一	通話先
月	月	月	月	月	月	月	月	通話日
日後 前	日後 前	日後 前	日後 前	日後 前	日後 前	日後 前	日後 前	時分
時分	時分	時分	時分 7時13分	時分 7時12分	時分 7時11分	時分 7時10分	時分 7時10分	受信者名
			松山	海車	大塚	志屋	三浦	取扱者印
					白本			

八  
指  
導

合 議 局 號 及 受 送 月									主 管 局 號 及 付 日 月	
第 號	第 號	第 號	第 號	第 號	第 號	第 號	第 號	第 號		
送 受	送 受	送 受	送 受	送 受	送 受	送 受	送 受	送 受		
月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日		

丙

案 起

昭和十四年 四月 六日

施 行 月 日

警保局長了

圖書課長

檢第一二号

事務官

電報案

警保司圖書課長

警視庁特高部長  
各府県警察部長 宛

新聞記事取締ニ関スル件

主任

日	
第	第
號	號
送受	送受
月	月
日	日

本年一月二十日附記事編輯上注意

方各社一通達云云 兵庫、大阪、愛知、靜

岡、各府県に於て連續發生したる拳銃

強盜殺人事件に於て本日陸軍省ヨリ

犯人ト軍トノ關係ニ付非公式に發表ヲ

為シタルに依り為念

内務省



圖書課長

事務官

理事官

四月六日午前十一時半

陸軍省情報部秋山少佐

内務省

供覽

本日口頭ヲ以テ左記ノ通り発表セリ

先般兵庫縣下名古屋市内及静岡縣下

等ニ於テ拳銃ヲ以テ數名ヲ射殺シ金品

ヲ強奪スル等ノ兇行ヲ爲シタル神田芳

一、取調ノ結果軍人ナルコト判明シ第三

内務省

師團軍法會議ニ於テハ其ノ身柄ヲ名古屋  
屋地方裁判所ヨリ受領シ銳意取調ヲ  
進メ三月末同人ヲ強盜殺人等ノ罪名  
ニヨリ起訴公判ニ付ニタル旨陸軍省  
ヨリ発表アリ

# 手配票

電 話 先	通 牒 日 時	受 信 者 名	取 扱 者 印	電 話 通 報 先	通 報 日 時	受 信 者 名	取 扱 者 印
警視廳	4月6日 午前0時10分	北村	西本	憲兵司令部 <small>警電 一〇〇五番</small>	4月6日 午前0時10分	西本	西本
大阪	月 日 午前0時30分	地	夕	東京都市遞信局 <small>直通電話又ハ 赤坂三六七番</small>	月 日 午前0時30分		
愛知	月 日 午前0時15分	北川	夕	內閣情報部 <small>省内電話 五四〇番</small>	月 日 午前0時15分		
靜岡	月 日 午前0時50分	原田	夕	拓務省警務課 <small>銀座 自五、一三一 至五、一三九</small>	月 日 午前0時50分		
宮城	月 日 午前0時			衆議院速記課 <small>銀座 三八九〇番</small>	月 日 午前0時		
北海道	月 日 午前0時			貴族院委員課 <small>銀座 四一三一番</small>	月 日 午前0時		
新潟	月 日 午前0時			電 報 手 配			
石川	月 日 午前0時						
廣島	月 日 午前0時						
香川	月 日 午前0時						
各殖民地當該官	月 日 午前0時						

急電

0時30分(甲) 夕

課長



四月七日

内務省

事務官



理事官



車窓入北、討乞、集法、連路、安未

越取、所、方、限、番、刻、備、名、者、者、品、一、考、考、連、路

南洋定期航空之及イラン親善飛航

寫真

買之、記事、取、扱、之、事、者、ハ、事、者、ハ、由、路、者、

中道、路、者、也

内務省

甲日七、午六、十時五分  
海軍省、陸軍省、海軍省、海軍省

左記事項、海軍省、海軍省、海軍省、海軍省

事、取、海軍省、海軍省、海軍省、海軍省

海軍省、海軍省、海軍省、海軍省、海軍省

海軍省、海軍省、海軍省、海軍省、海軍省

内務省

臺灣交通公社の設立に事案として、中略省と連絡、

上記事項の担当、省、又、中略省の担当、

記

一、南洋航空路の喫毛、

1. 航空機及操縦士の喫毛、

航空機、海軍機、改造、就航、操縦

士、海軍関係者の就給、

内務省

兵部事務課 七十七号

航空機、航空機、  
~~航空機~~ 七十七号

2. 南洋群島、航空機、  
航空機、航空機、  
航空機、航空機、

航空

航空機、航空機、  
航空機、航空機、

二、イラン國、航空機、  
航空機、航空機、

航空機、航空機、  
航空機、航空機、  
航空機、航空機、

内務省

航空機ハ海軍機ヲ改造シ親航セルコトヲ以テ

又、自今ヲ累初改セザンコト

航空機ハ海軍機ナリ但し性能が既察ニ視テ在ル如キ程多  
クハ揚揚セザンコト



# 手配票

香川	廣島	石川	新潟	北海道	宮城	福岡	愛知	大阪	警視廳	電話先	通牒日時	受信者氏名	取扱者印
月 日 後前 時 分	月 日 後前 時 分	月 日 後前 時 分	月 日 後前 時 分	月 日 後前 時 分	月 日 後前 時 分	月 日 後前 時 分	月 7 日 後前 4時 5分	月 日 後前 時 分	月 7 日 後前 時 分		月 7 日 後前 時 分		
						山本	後藤	竹内	阪中				
<b>電報手配</b>													
發信先		發信日時		取扱者印		電話通報先		通報日時		受信者氏名		取扱者印	
各殖民地當該官		月 日 後前 時 分				各廳府縣警察部長		月 日 後前 時 分		憲兵司令部		氏名	
						貴族院委員課 北村		月 日 後前 時 分		東京都市遞信局		印	
						衆議院速記課 鈴木		月 日 後前 時 分		內閣情報部			
						拓務省警務課		月 日 後前 時 分		省內電話			
						銀座 三五、八九〇番		月 日 後前 時 分		赤坂三六七番			
						銀座 四、一三一番		月 日 後前 時 分		警電 一、〇〇五番			

中外	都	國民	報知	讀賣	日日	朝日	同盟	通話先
至自 一五 五五 三一	至自 三三 一一 〇〇 九一	至自 五五 五五 五五 九〇	至自 〇〇 五五 六五 一一	至自 一一 一一 一一 九〇	至自 〇〇 三三 三三 一一	至自 〇〇 一一 四三 一一	至自 二二 一一 二二 五五	話先
月	月	月	月	月	月	月	月	通話日
日後 〇時 30分	日後 〇時 32分	日後 〇時 35分	日後 〇時 35分	日後 〇時 35分	日後 〇時 35分	日後 〇時 35分	日後 〇時 30分	時
勝川	横田	坪内	後藤	湯澤	山本	長島	平野	受信者名
			印			印		取扱者印

八  
指  
簿

其地指...

書課

事務

理事

甲日七、午、水、五、午、平、無、  
海、運、有、官、事、事、善、人、都、馬、可、也、  
建、修、所、

事、入、此、方、後、社、善、志、及、烟、是、右、四、北

事、此、指、事、也、

海、南、島、山、一、等、原、洞、香、土、法、之、各、海、  
用、費、

課、之、突、之、事、治、之、突、源、吉、馬、甲、申、越、一、治、第、

之、日、年、下、之、也、一、印、之、之、新、之、改、之、揭、裁、也、之、板、

以、事、歸、歸、上、而、自、是、如、以、之、

圖書課長



記事提出の理由、内容、編入の経緯を記す

おろろと生じた範囲等は、再見せらるる

事務官



改定お全上取扱の決定

理事官



お全お全上取扱の決定

海軍省軍務局

朝日少佐電張

(四月六日午後六時)

當今ノ間我方ニ於テ實施セラル、海南島ノ

資源調査並ニ経済關係處理ニ関スル事項

及其ノ処理内容ヲ窺知セシムルカ如キ記事

ハ差止相成度



圖書課長



事務官



理事官



# 海南島へ調査班

## 大陸へも科學挺身隊

【東京二十一日日本社特電】新東  
 亞の建設に際して科學日本の実兵  
 學、調査隊は今回相次いで出發す  
 る。日本學術振興會が地上の實地  
 を拓くため海南島に先づ調査、北支  
 へ調査科學挺身隊を發するもので、  
 三十日の理事會でその補助費を決  
 定した。先づ東大名教授等由經  
 太博士の海南島の調査（補助二千

円）は山地に關する種族、苗族  
 等の人類學的調査を行ひ、山嶽地  
 帯の植物、動物や平原に關し得る  
 農作物の調査を行ひ、海南島産業  
 開發の基礎を確立しようとするも  
 ので、調査隊には東大理字部の植  
 物、動物、人類等の新進學徒四  
 五名が選ばれ、次に東大理字部  
 植物、牧畜、牧畜、高橋基生氏の東大

陸に於ける植物生態的研究（補  
 助千円）興安省調査の原始林を調  
 査、農林計畫の調査を行ふもの、  
 關東省地質調査所長山根新次氏の  
 東支の地質研究（補助千五百円）  
 石油、石炭、礦物等の開發を行ふ  
 もの、東大醫學部行原博士、農  
 林省畜産課所長安藤博士、東大  
 の調査、北支に於ける有蹄動物の

防禦に關する調査（補助金七千円）  
 公衆衛生部長林義雄氏を委員長と  
 する北支、滿洲國に必要なる醫學  
 衛生學的調査研究（補助千五百

円）は大陸國境に於ける衛生  
 防疫、衛生學、風土病等の研  
 究、衛生學、風土病等の研  
 究、衛生學、風土病等の研  
 究、衛生學、風土病等の研

台湾日日新報刊 昭和四年四月一日

事務官  
手書きの署名と印

新聞切抜貼付用紙

山

圖書課長 事務官 理事官

内務省

四月十三日午後三時

陸軍省 秋山少佐 電話

滿洲重工業会社ト独逸 カーロウイツケ商

会トノ間ニ去ル三月三十日 短期二千円ノ

クレヂットノ設定ニ成立セルヲ連絡致シ

尚本件ハ发表ハ為サザルモノヲ為念

本件ハ本年三月三十日午後三時ニ抵觸シ  
当出指載レ得ルモノヲ以テ提供  
覽ニ止メ可也

圖書印

事務官

理事官

東京之阪野会、福毛

右有京河野通信社事務官

非合、均、均、均、均

京河野通信社、地方長官、野会、事務官

野会、野会、野会、野会、野会、野会、野会、野会

野会、野会、野会、野会、野会、野会、野会、野会

野会

野会

10人



記事の通信の所在の事の上巻の裁可の手

編の終りの所在の事の上巻の終りの後(四)

十八朝刊(一)記事掲載の事(一)の事

上海海軍抄

# 手配票

香川	廣島	石川	新潟	北海道	宮城	福岡	愛知	大阪	警視廳	電話先話	
月 日 後前 時 分	月 日 後前 時 分	月 日 後前 時 分	月 日 後前 時 分	月 日 後前 時 分	月 日 後前 時 分	月 日 後前 時 分	月 日 後前 時 分	月 日 後前 時 分	4月 17日 後前 2時 30分	通牒日時	
						後永	後永	後永	後永	受信者氏名	
						道	大	大	大	取扱者印	
各殖民地當該官		各廳府縣警察部長		發信先		電報手配		電話通報先		憲兵司令部	
月 日 後前 時 分		發信日時		取扱者印		貴族院委員課 村北 銀座 四、一三一番		衆議院速記課 鈴木 銀座 三、八九〇番		拓務省警務課 銀座 自五、一三一 至五、一三九	
月 日 後前 時 分		發信日時		取扱者印		內閣情報部 省內電話 五四〇番		東京都市遞信局 直通電話又ハ 赤坂三六七番		警電 一、〇〇五番	
月 日 後前 時 分		發信日時		取扱者印		通報日時		氏名		取扱者印	

中外	都	國民	報知	讀賣	日日	朝日	同盟	通話先
至自 一五五 六一三	至自 三三一 一〇九	至自 五五五 五五九	至自 〇〇五 六五三	至自 一一一 一一九	至自 〇〇三 三二一	至自 〇〇一 四三三	至自 二二二 一一七	話 先
月	月	月	月	月	月	月	4月	話
日 後前 2時 35分	日 後前 2時 30分	日 後前 2時 35分	日 後前 2時 30分	日 後前 2時 35分	日 後前 2時 35分	日 後前 2時 30分	日 後前 2時 25分	日 時
吉柳	伊原	坪内	田丸	山下	有武	大西	三浦	受信者名
日高	野原	夕	道母	野原	夕	野原	大元	収扱者印

八

指

# 圖書課長

## 事務官

### 理事官

同盟 政治 第十一號 十四年四月十七日

参考  
時澤

#### ◎地方長官異動

(政治第八號參照) 地方長官異動は十七日臨時閣議で正式決定を見たので直ちに上奏御裁可の手續を執つた、向日夕刻發令される

任内務省土木局長 狹間 茂

任内務省土木局長 静岡縣知事 山崎 巖

任内務省神社局長 福井縣知事 中野 與吉郎

任兵庫縣知事 内務省地方局長 坂 千秋

任京都府知事 福岡縣知事 赤松 小寅

年北三月五日分事務官  
ヲ以テ此ノ朝刊以テトシテ  
右北河内府子知事指示  
全玉

任 內務省神社局長 兒 玉 九 一

任 山口縣知事 戶 塚 九 一 郎

任 宮城縣知事 近 藤 駿 介

任 石川縣知事 成 田 一 郎

任 熊本縣知事 成 田 一 郎

任 更生省勞働局長 藤 野 惠

任 石川縣知事 藤 野 惠

任 農林省農務局長 小 濱 八 彌

任 靜岡縣知事 石 黒 武 重

任 經濟更生部長 武 井 詳 嗣

任 山形縣知事 武 井 詳 嗣

任 山口縣知事 武 井 詳 嗣

任 山形縣知事 武 井 詳 嗣

任 山口縣知事 武 井 詳 嗣

任 內務省地方局振興課長 木 村 清 司

任 福井縣知事 木 村 清 司

任 內務省會計課長 加 藤 於 菟 丸

任 佐賀縣知事 加 藤 於 菟 丸

任 兵庫縣警察部長 瀨 瀨 瀨 三

任 大分縣知事 瀨 瀨 瀨 三

愛知縣總務部長 森部 隆

任島根縣知事 三重縣總務部長 熊野 英

任群馬縣知事 神奈川縣總務部長 中野 善 敦

任高知縣知事 傷兵保護院計畫局長 藤原 孝 夫

任厚生省勞働局長 內務省人專課長 敷藤 鐵 臣

任傷兵保護院計畫局長 大阪府經濟部長 近藤 壤 太郎

任北海道土木部長 京都府知事 鈴木 敬 一

兵庫縣知事 關屋 延之助

續く才

政治 第十一編ノ四

宮城縣知事 菊山嘉男

熊本縣知事 藤岡長和

島根縣知事 三樹樹三

鹿兒島縣知事 森重久

北海道土木部長

中村忠充

依願免本官（各通）

十四年四月十七日

◎内務課長級異動

内務省では十七日本省課長級の異動を左の通り決定、同日夕刻發令の筈

(警務課長)

内務書記官兼警察講習所教授

町村金五

免兼官兼任内務大臣秘書官(三)

(道路課長)

内務書記官

滝尾弘吉

大臣官房會計課長を命ず

(保安課長)

内務事務官

橋本清吉

警保局警務課長業務を命ず



圖書課

長

事務官

事務官

事務官

事務官

事務官

事務官

事務官

事務官

事務官

事務官

事務官

事務官

事務官

事務官

事務官

事務官

事務官

事務官

事務官

事務官

事務官

事務官

事務官

事務官

事務官

事務官

事務官

事務官

事務官

事務官

新聞記事掲載不許可例

四月十八日

内務省警保局圖書課

(東京日日新聞社句出)

左記ハ蔣ハ石ガ引出ニ提テセル和平締結

ノ根本原則ナリト称セラルルモノヲ批判セ

ルモノナリガ斯種報道ヲ無制限ニ認ムル

トキハ国民ヲシテ徒ニ和平氣ヲ運テ醸成

一〇八

内務省

セシメ長期建設ニ対スル回策通行上極メ  
テ悪影響アリト認メラルルニ依リ之カ掲載  
ヲ差控ヘシメタルモノナリ

郵の派丹  
 全盟の率運しり  
 法責 録不  
 日日大塚

和平

**【香港本社特電七日足利特派員發】** 蔣介石は汪兆銘の和平主張が自派の排他強硬政策にも抑らず各方面に深刻なる反響を興へつゝあるを感ぜし、最近野局の敗北を如何になすべからんかについて、汪兆銘の活劇を歓迎する一面、在外駐在大使、公使を通じて和平の招來を速かからしめんがために列國に呼びかけしめ、列國の援助によつて和平を締結すべく暗中活躍を開始した。蔣介石が列國に提示せる和平案の根本原則として、外交界の某要人語に傳へられる内容は次の如くである。

- 一、日本は日支和平の交渉に當りまづ國民政府及び蔣介石に對して再協議を必要とする
- 二、和平交渉開始と同時に日支兩國前線各軍は即時停戦すること
- 三、日支兩國は和平交渉原則條件を具備して調停に當る國體圖に指示し、もつて國際委員會の研究討論に付託す
- 四、日支兩國が提示した和平原則の條件が國體圖によつて和平交渉に當る可成りありと認められず場合は、この條件の履行が國際委員會によつて保障され、且該内閣は日本と直接交渉を開始するに當り、

政治

獨載取上メリ  
 一措取上メリ



五、和平交渉に際して支那側の代表は蔣政権によつて選定すべき權利を保留する  
六、蔣政権はそれと一貫性の變化によつて生じたる日本の東洋における新しく諸條件に對應すべき用意と責任をもつ

以上の和平交渉の原則條件は、勿論英國、佛國、ドイツ等に提示されてゐるが、この原則に基いて列國の如何なる國がリーダーとなつて開始するかについて蔣介石は過去における日英兩國の好ましからざる關係に鑑みもし英國がイニシアチヴをとれば當然日本は眞向からこの運動を贊助するを豫想し、かつて南京、武漢時代

に交渉の勞をとつたドイツに再び斡旋の勞をとつて貰ひ、英國、フランスはその側面から援助して貰ひ、米國をも巻き込んで國聯和平委員會の調停により和平風潮を醸成せんと欲しつゝあり、蔣政権が表面は國聯に長期抗戰を叫びながら内心は極度に和を求め、しかも汪派の和平運動を無視し國際援助を善んとしつゝある理由は左の如き諸理由があげられてゐる

# 泉源

最近わが作戦は難攻不落を誇った最後の要塞南昌も陥落し海軍も失ひ墜地難免

### 自動車公路

等の建設は容易に捗らないのみか外國武裝の輸入に亘りし各社の業務を阻害して一般民心は即にあき對外情勢は極度の不振を示し、財源の乏しきこと食糧の不足は甚だしく長期抗戦による最後の勝利はまさに一場の夢と化さんとする現情勢の悲劇に直面するに至つた

しかして汪兆銘の和平運動に對して蔣介石はもしこれを支持するなれば英、佛、ソ聯をはじめ外國の援助を極力振りかつ和平成立後に汪兆銘をして名をなさしめ、部内においては國共兩派の猛烈なる

### 内争が勃發

するを恐れて遂に汪兆銘の和平運動を見殺しにする極端なる態度をとるに至つたもので、あまつさへ昨今歐州の不安は第二の世界大戦を誘起するものと見做されてゐる

う止

# 政治

圖書課長

事務官

理事官

官

内務省

新聞記事掲載不~~掲載措置~~例

四月十八日

内務省警保局圖書課

(讀書新聞社向出)

左記人

支那例情報ナリトレテ事前之加掲載ノ可

否ニ付照会アリタルモノナルガ其ノ内容中重

慶大公報掲載ノ部ハ恰モ我ニト注精

衛トノ間ニ斯種密約アルカノ如ク一般ニ

110

内務省

誤解ヲ生ゼシメ時局柄極メテ悪影響  
アリト認メラルルニ依リ拮据由ヲ削除ノ上  
之カ掲載ヲ認メタルモノナリ

本取 美子のち

検閲印

東京市京橋區銀座三三〇一

読素新聞社

東京橋三三〇三九

【香港本社特電】(六日發)

【香港本社特電】(六日發) 領事六ヶ支那情報によれば重慶 政府と汪兆銘との關係は最近全く 断絶、政府は汪兆銘に對する滯留 命令を出すことになつたといはれる。 同様に重慶方面に於て、谷正倫 等が汪兆銘の支那河内に派し汪に對 して汪兆銘に對する滯留命令を發 せしむる一方、刺客を潛入せしめて 曾仲鳴を暗殺する等、重慶方面に 對する手段を汪兆銘の職に努めてゐ るが汪は毅然とこれに附せず去る計一 日、重慶を離れ自國の歸途を尋 ねるため國府内での抗戦ははいま かり止らざるに汪に對する敵對手段が 確立されたと云つたものゝ如く であるがして國府にその情報 がある。

十ん

の

【香港本社特電】(六日發) 汪二十日、南京に在りて五項自の密 約が成立したと報せしめること によつて汪は漢奸の烙印を捺せら れてゐるが、このことは一面汪 の斯二日付聲明が和尙の機密に對 してつゝある國府内閣の内部を 暴かして、如何に彼を攻撃せし めたかを窺はれるものであらう、大 公報の所載は、半信半疑なるもの にはなからうである。

- 一、日本は次の三方向より進攻す (イ) 北支では西安を占領し四 川を包圍、もつてソ支交通路を 切斷、(ロ) 南支では南寧を占領し 四省の抗日を制し且つ廣西と 佛印間の交通を切斷、(ハ) 中文で は長沙を占領して湖南四路を 切斷、且漢口を占領し四川湖南の 交通を斷つ。
- 二、日本が以上の作戦を遂行する と同時に汪は自ら反共反共黨の 陣頭に立つ。
- 三、汪の指導下に反共救國同盟を 組織し汪自らその領袖となる。
- 四、日支双方の討論により日支利 平解決と友交關係に關する協定 を締結する。
- 五、第二、第三兩項の實現を期す ため日本側より三百萬元を交 付す。

貴人の



圖書課



事務官



理事官



四月十九日

内務省

東京三上社、大阪三社、愛知及福岡各四社

電話指導等立案

同盟通信本口附外經第六十號「米」

機械工場の一部日本に移轉「小」題スル

記事ハ客月三十日附通牒ノ「本邦又ハ

萬海」ト諸外」トノ間」於ケル「クレ」ゲット

内務省

ノ設定等ニ因リ「記事差止」抵触ス  
ルヲ~~以テ~~以テ同盟一人直ニ取消ヲ為サシメタル  
ニ付之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様記事  
編輯上御注意相成度

八社指厚

通	同盟	朝日	日日	讀賣	報知	國民	都	中外
話 先	銀座 至自座 二二五 一一七 二二 五	丸 至自ノ 〇〇内 一―二 四三三 ―	丸 至自ノ 〇〇内 三三二 三二三 ―	京橋 至自 一一五 一一六 一一 九〇	丸 至自ノ 〇〇内 五五二 六五三 一一	銀 至自座 五五五 五五七 五五 九〇	銀 至自座 三三五 一一七 〇〇 九一	茅場 至自 一一六 五五六 五五 三一
延 話 日 時	月 日 後前 時分	4 月 19 日 後前 0時 45分	月 日 後前 0時 40分	月 日 後前 0時 41分	月 日 後前 0時 45分	月 日 後前 0時 40分	月 日 後前 0時 43分	37 月 日 後前 0時 分
受 信 者 名			中島	鷗 本	玉 利	坪 内	野 沢	勝 川
収 扱 者 印		塩 橋	若 槻	野 沢	西 本	野 沢	野 沢	〃

手配票

香川		廣島		石川		新潟		北海道		宮城		福岡		愛知		大阪		警視廳		電話先	
月 日後前 時 分		月 日後前 時 分		月 日後前 時 分		月 日後前 時 分		月 日後前 時 分		月 日後前 時 分		月 日後前 時 分		4月 日後前 時 分		月 日後前 時 分		4月 19日 日後前 時 分		通牒日 時	
												徳永		北川		阿部		北村		受信者氏名	
												北村		菅野		菅野		菅野		取扱者印	
各殖民地當該官		發信先		發信日時		取扱者印		貴族院委員課		衆議院速記課		拓務省警務課		內閣情報部		東京都市遞信局		憲兵司令部		電話通報先	
								村北		木鈴		至五、一三九		省內電話		直通電話又ハ		一、〇〇五番			
								銀座		銀座		至五、一三九		五、四〇番		赤坂三六七番		警電		通報日 時	
								四、一三一		三、八九〇		至五、一三九		五、四〇番		赤坂三六七番		一、〇〇五番		氏名	
								四、一三一		三、八九〇		至五、一三九		五、四〇番		赤坂三六七番		一、〇〇五番		取扱者印	

圖書課

事務官

理事官

供覧

内務省

同盟通信社電誌

讀賣新聞四月二十四日附朝刊第一面所載

御羽車肅々と本殿へト題スル寫真ニ

關シ左ノ如キ照會アリ

記

昨日靖國神社祭典係員ヨリ各社寫

一一二

内務省

真班員ニ對シ午後八時十分以後ニ祭  
典ノ實況撮影ヲナサハル様申付テ  
アリ各社共右申付ヲ嚴守シタルニ拘  
ラス「讀賣」ノ如ク午後九時十分頃ノ  
撮影ト認メラル、寫真ヲ朝刊一面ト  
ツプロニ掲載シ而モ内務省許可濟ト  
記載シアルガ許可セル事實アリヤ

右照會アリタルヲ以テ取扱ノ有無ニ付  
調査シタル處 昨夜讀賣新聞  
社ヨリ寫真ノ内閣申請アリ  
宿直員ニ祭典係員ヨリ何等連絡  
ナカリシヲ以テ一般標準ニ依リ手續不  
要ノ取扱ヲナシタリ。

察スルニ讀賣新聞社寫真班員ニ

掲載スベカラサル寫真ナルコトヲ自認  
シ居リテカウ内閣ヲ受テ問題惹起  
ノ場合ニ其ヲ檢閲當局ニ轉嫁セント  
ノ計畫的一惡意ヨリ殊更ニ平續不  
要ノ寫真ニ内務省許可濟ノ表  
示ヲナシタルモノナルノコト推察セラル



警保局長	
圖書課長	
事務官	

# 新聞新買

道府縣  
4月24日  
朝刊  
版

御羽車肅々と本殿へ  
昨夜靖國神社招魂齋庭にて謹寫【内務省許可済】



圖書課

## 援蔣泣き付きに

國府ドナルド渡英説  
支那紙、前身を發き立つ



【香港本社特電】廿三日

支那紙の前身を發き立つ。アム・ドナルドは卅八年前の一  
九〇一年九月廿五日、上海でイ  
ギリス船を無断下船したコック  
であった。船の方では彼が上陸  
中奇襲に遭つたものとみなして  
「九月廿五日上海で死亡」と報  
中日誌に記されたが、一方船丁  
を捨て、裸一貫で上海に紛れこ  
んだドナルドは某運送會社、ア  
メリカ系船會社等を轉々したの  
ち香港で新聞記者となり、がて  
新聞の合併に乗じて北京コロ  
ムビア紙の編輯長となつた。

【上海本社特電】廿三日發 湖北  
省北部から河南省にかけて敵大軍  
が圍々集結し、豫に河南省南部内  
郷、豫北方面キロ付は敵軍  
豫北方面の偵察攻撃に任じ威遠  
砲臺及びその付近の軍事施設を  
襲撃これに大損害を與へたり  
【南支方面】一、先に金門島を  
襲撃せる後、豫東豫南に  
協力せる海軍艦隊は廿一日

## 笑止五月攻勢

蔣の再指令早くも挫折

【濟南廿三日發】五月攻勢に  
【濟南廿三日發】五月攻勢に

## 黨大會強行

中島派非常手段  
政友遂に拮

【東京廿三日發】一、中島派  
の切り〇〇基地に在つた山口派  
部隊亦これに協力攻撃一體の部隊  
戦を展開し六時間戦は死傷九十  
を發して北方山地に潰走した  
【濟南廿三日發】五月攻勢に  
【濟南廿三日發】五月攻勢に

道府縣

4月24日  
朝刊

版

# 讀賣新聞

警保局長

圖書課長

事務官



## 御羽車肅々と本殿へ

昨夜靖國神社招魂齋庭にて謹寫【内務省許可済】

圖書課

圖書課長

事務官

理事官

四月廿七日

中央公刊、古版、北、吾、公、物、老、右、西、北

張、張、指、導、了、安、士

昨、子、七、日、事、件、精、上、注、意、了、申、介、王、總

一、世、疆、際、合、委、宣、會、總、務、委、員、長、就、任、

美、之、以、事、八、子、介、委、員、一、子、九、日、附、刊、刊、裁

美、之、以、事、之、旨、趣、也、教、示、知、知、部、合、之、依、一、子

九日昔より三千日計りて刊行 拙載書より一巻  
中

心 改訂 録 知 抄 五

書 事 官

書 事 官

書 事 官

圖書

事務官

四月二十七日  
陸軍省  
陸軍省  
陸軍省

理事官

陸軍省  
陸軍省  
陸軍省  
陸軍省

陸軍省  
陸軍省  
陸軍省  
陸軍省

德王、其疆聯合委員會  
總務委員會

長就任、其疆聯合委員會  
總務委員會

長就任、其疆聯合委員會  
總務委員會

長就任、其疆聯合委員會  
總務委員會

濟寧省中越，始第之月之...

記事綿綿上中...

內 卷 行

# 手配票

香川	廣島	石川	新潟	北海道	宮城	福岡	愛知	大阪	警視廳	電話先									
月 日 後前 時 分	月 日 後前 時 分	月 日 後前 時 分	月 日 後前 時 分	月 日 後前 時 分	月 日 後前 時 分	月 日 後前 時 分	月 日 後前 時 分	月 日 後前 時 分	4月27日 後前 時 分	通牒 日 時									
						有光	南	石原	森島	受信者 氏名									
									堀	取扱者 印									
<b>電報手配</b>																			
各殖民地當該官		各廳府縣警察部長		發信先		貴族院委員課 村北		衆議院速記課 木鈴		拓務省警務課		內閣情報部		東京都市遞信局		憲兵司令部		電話通報先	
月 日 後前 時 分		月 日 後前 時 分		發信日 時		銀座 四、一三一番		銀座 三、八九〇番		自五、一三三 至五、一三九番		省內電話 五四〇番		直通電話又ハ 赤坂三六七番		警電 一、〇〇五番		通報日 時	
				取扱者印								4月28日 後前 時 分		4月28日 後前 時 分		4月28日 後前 時 分		受信者 氏名	
												尾上		小鶴		佐藤		取扱者 印	

# 手配票

香川	廣島	石川	新潟	北海道	宮城	福岡	愛知	大阪	警視廳	電話先話							
月 日後前 時 分	月 日後前 時 分	月 日後前 時 分	月 日後前 時 分	月 日後前 時 分	月 日後前 時 分	月 日後前 時 分	月 日後前 時 分	月 日後前 時 分	月 日後前 時 分	通 牒 日 時							
										受 信 者 氏 名							
										取 扱 者 印							
發 信 先		發 信 日 時		取 扱 者 印		電 話 通 報 先		通 報 日 時		受 信 者 氏 名		取 扱 者 印					
各殖民地當該官		各廳府縣警察部長		電 報 手 配		貴族院委員課 北村		衆議院速記課 鈴木		拓務省警務課		內閣情報部		東京都市遞信局		憲兵司令部	
						銀座 三、八九〇番		銀座 至五、一三九番		省內電話 五四〇番		直通電話又ハ 赤坂三六七番		警電 一、〇〇五番			
月 日後前 時 分		月 日後前 時 分		月 日後前 時 分		月 日後前 時 分		月 日後前 時 分		月 日後前 時 分		月 日後前 時 分		月 日後前 時 分		氏 名	
																取 扱 者 印	





圖書課長

事務官

理事官

田中事務官ノ電話以指導

ニ依リ指導セリ

四月二十九日午多(分半)

東京(八社)大阪(三社)愛知(四社)福岡(四社)

電話指導ノ案

今回ノ政友會内紛ニ関スル記事、写真ノ取扱ニ

当リテハ時局柄之ヲ刺戟的ニ取扱ハザル様記事

編輯上特ニ以留意相成度

# 手配票

香川	廣島	石川	新潟	北海道	宮城	福岡	愛知	大阪	警視廳	電話先						
月 日後 時 分	月 日後 時 分	月 日後 時 分	月 日後 時 分	月 日後 時 分	月 日後 時 分	月 日後 時 分	月 日後 時 分	月 日後 時 分	4月 29日 午前 2時 分	通牒 日 時						
						山本	川野	松浦	村永	受信者 氏名						
						〃	〃	岡	岡	取扱者 印						
<b>電報手配</b>																
發信先			電報手配													
各殖民地當該官			各廳府縣警察部長		貴族院委員課 <small>村北</small>		衆議院速記課 <small>鈴木</small>		拓務省警務課 <small>銀座 白五、一三九 至五、一三九</small>		內閣情報部 <small>省內電話 五四〇番</small>		東京都市遞信局 <small>直通電話又ハ 赤坂三六七番</small>		憲兵司令部 <small>警電 一、〇〇五番</small>	
月 日後 時 分	月 日後 時 分	月 日後 時 分	月 日後 時 分	月 日後 時 分	月 日後 時 分	月 日後 時 分	月 日後 時 分	月 日後 時 分	4月 29日 午前 8時 分	月 日後 時 分	通報 日 時					
									村上	受信者 氏名						
									村上	取扱者 印						

八社指導

通話先	通話日時	受信者名	送信者印																																																																								
<table border="1"> <tr> <td>中外</td> <td>都</td> <td>國民</td> <td>報知</td> <td>讀賣</td> <td>日日</td> <td>朝日</td> <td>同盟</td> </tr> <tr> <td>                     茅場 至自 一一六 五五六 五五三 三一                 </td> <td>                     銀座 至自座 三三五 一一七 〇〇 九一                 </td> <td>                     銀座 至自座 五五五 五五七 五五 九〇                 </td> <td>                     丸の内 至自ノ 〇〇 五五二 五六三 六一                 </td> <td>                     京橋 至自 一一五 一一六 一一 九〇                 </td> <td>                     丸の内 至自ノ 〇〇 三三二 三三三 一一                 </td> <td>                     丸の内 至自ノ 〇〇 一一二 四三三 一一                 </td> <td>                     銀座 至自座 二二五 一一七 二二 五一                 </td> </tr> </table>	中外	都	國民	報知	讀賣	日日	朝日	同盟	茅場 至自 一一六 五五六 五五三 三一	銀座 至自座 三三五 一一七 〇〇 九一	銀座 至自座 五五五 五五七 五五 九〇	丸の内 至自ノ 〇〇 五五二 五六三 六一	京橋 至自 一一五 一一六 一一 九〇	丸の内 至自ノ 〇〇 三三二 三三三 一一	丸の内 至自ノ 〇〇 一一二 四三三 一一	銀座 至自座 二二五 一一七 二二 五一	<table border="1"> <tr> <td>月</td> <td>月</td> <td>月</td> <td>月</td> <td>月</td> <td>月</td> <td>月</td> <td>月</td> </tr> <tr> <td>日</td> <td>日</td> <td>日</td> <td>日</td> <td>日</td> <td>日</td> <td>日</td> <td>日</td> </tr> <tr> <td>後前</td> <td>後前</td> <td>後前</td> <td>後前</td> <td>後前</td> <td>後前</td> <td>後前</td> <td>後前</td> </tr> <tr> <td>/</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>/</td> </tr> <tr> <td>時</td> <td>時</td> <td>時</td> <td>時</td> <td>時</td> <td>時</td> <td>時</td> <td>時</td> </tr> <tr> <td>35分</td> <td>40分</td> <td>46分</td> <td>43分</td> <td>42分</td> <td>37分</td> <td>35分</td> <td>40分</td> </tr> </table>	月	月	月	月	月	月	月	月	日	日	日	日	日	日	日	日	後前	後前	後前	後前	後前	後前	後前	後前	/	/	/	/	/	/	/	/	時	時	時	時	時	時	時	時	35分	40分	46分	43分	42分	37分	35分	40分	<table border="1"> <tr> <td>杉井</td> <td>今辺</td> <td>高倉</td> <td>新倉</td> <td>万年</td> <td>加納</td> <td>本村</td> <td>山石木</td> </tr> </table>	杉井	今辺	高倉	新倉	万年	加納	本村	山石木	
中外	都	國民	報知	讀賣	日日	朝日	同盟																																																																				
茅場 至自 一一六 五五六 五五三 三一	銀座 至自座 三三五 一一七 〇〇 九一	銀座 至自座 五五五 五五七 五五 九〇	丸の内 至自ノ 〇〇 五五二 五六三 六一	京橋 至自 一一五 一一六 一一 九〇	丸の内 至自ノ 〇〇 三三二 三三三 一一	丸の内 至自ノ 〇〇 一一二 四三三 一一	銀座 至自座 二二五 一一七 二二 五一																																																																				
月	月	月	月	月	月	月	月																																																																				
日	日	日	日	日	日	日	日																																																																				
後前	後前	後前	後前	後前	後前	後前	後前																																																																				
/	/	/	/	/	/	/	/																																																																				
時	時	時	時	時	時	時	時																																																																				
35分	40分	46分	43分	42分	37分	35分	40分																																																																				
杉井	今辺	高倉	新倉	万年	加納	本村	山石木																																																																				

圖書課長

事務官

理事官

五月二日

内務省

東京八社、大阪三社、愛知及福岡各四社

電話指導案小

汪兆銘ノ佛印脱出並ニ尔後ノ行動ニ関

スル一切ノ記事ハ之ヲ新聞紙ニ掲載スル

ル様陸軍省ヨリ申越ノ次第ニ有之候

ニ付記事編輯上御注意相成度

一一五

内務省

五月二日午奉上等

陸軍省御山中等御旨



汪兆銘、佛印、股出並、尔後、行動、三、周

集、ス、ル、一、切、ノ、款、事、ハ、之、ヲ、新、聞、紙、ヲ、揚

載、セ、ル、ノ、様、事、業、ハ、也、大、段、三、也、一、等、知、得

同、ノ、各、四、也、一、指、導、ヲ、相、續、シ、度

参、考、股、出、期、日、紅、毛、等、初、期、十、九、日、現、地、ニ、於

テ、ハ、種、々、以、洋、子、口、ノ、目、標、ト、シ、テ、處、分、シ、テ、以、テ

# 手配票

香川	廣島	石川	新潟	北海道	宮城	福岡	愛知	大阪	警視廳	電話先									
月 日 後前 時 分	月 日 後前 時 分	月 日 後前 時 分	月 日 後前 時 分	月 日 後前 時 分	月 日 後前 時 分	月 日 後前 時 分	月 日 後前 時 分	月 日 後前 時 分	月 日 後前 時 分	通牒 日 時									
						山 本	天 堂	杉 浦	弘 田	受 信 者 氏 名									
						夕	夕	夕	夕	取 扱 者 印									
<b>電 報 手 配</b>																			
各殖民地當該官		各廳府縣警察部長		發信先		貴族院委員課 <small>北村</small>		衆議院速記課 <small>鈴木</small>		拓務省警務課		內閣情報部		東京都市遞信局		憲兵司令部		電話通報先	
月 日 後前 時 分		月 日 後前 時 分		月 日 後前 時 分		月 日 後前 時 分		月 日 後前 時 分		月 日 後前 時 分		月 日 後前 時 分		月 日 後前 時 分		月 日 後前 時 分		通 報 日 時	
																		受 信 者 氏 名	
																		取 扱 者 印	

事務課長 事務官

五月十四日午後三時三十分

東京市立社会福祉会  
事務官 山崎 昭彦

事務課長

事務官

理事官

東京市立社会福祉会  
事務官 山崎 昭彦

ハイアール 検査年一美スル事項ハ時高極

社外関係上電影御旨アットモツルハ付録

視察表 社外事務の取扱ハおろマテ  
掲載スル様

事務課長 事務官

事務課



外事課長

事務官



書課長



事務官

理事官



急ぎに社電 訴指等業

ブルギー人「バイアンス」検査の美の記事、昭和十  
二年八月七日附通牒、間諜と為被疑事件検査

美の此事差止の検査の多の事之、新聞紙

掲載され、本記事係、中核差止め

事務官



警視廳外事課

は去月十八日外國為替管理去違反の嫌疑で

瀧野川區田端三九五カトリック宣教師白耳義人ヲフアエルコラ

ールへ三ハオ一を換奉へ瀧野川署一ハ川警察署で取調中であ

つたが同二十日更に赤坂區檜町四百耳義人佐巴里フイダロー

紙通信員男爵マルセル、バイエン<sup>(付)</sup>ス(付)を上海より取宅と同時表

町署に召喚取調中である、事案の内容は彼等が傍、市、去等

の外國貨幣及外國為替を宣教師其他の外人から買漁つて上海

に持ち出し円相場の高調を利用して円紙幣に換貨利得しつ、あ

つたものである、其の金額は相當多額に達する見込である。事案

は尚發展の見込あるらしく同課に於ては昨三日更に關係人と

して小石川區関口臺町一丸東京大司教館内カナダ人宣教師エ

ル、サラガン(三三三)、板橋區石神井町二丁目東京皇教神學校

内弗蘭西人宣教師エル、アルバン(四十二オ)、大森區田園調布三

丁目...

# 手配票

香川	廣島	石川	新潟	北海道	宮城	福岡	愛知	大阪	警視廳	電話先																
月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分	5月 4日 後 2時 5分	通牒日 時																
									青木	受信者 氏名																
									石規	取扱者 印																
各殖民地當該官			各廳府縣警察部長			發信先			電報手配			電話通報先														
												憲兵司令部			東京都市遞信局			內閣情報部			拓務省警務課			衆議院速記課		
月 日 時 分			發信日 時			取扱者印			警電 一〇〇五番			直通電話又ハ 赤坂三六七番			省內電話 五四〇番			銀座 自五、一三一 至五、一三九			銀座 三八九〇番			銀座 四、一三一		
									月 日 時 分			月 日 時 分			5月 4日 後 2時 5分			5月 4日 後 2時 5分			月 日 時 分			月 日 時 分		
									氏名			尾上			石規			氏名								
									取扱者印			尾上			石規			取扱者印								

圖書課長

事務官

理事官

長官

印

五月九日午後五時五分  
海軍省自軍事務官の都田君と談話

昨日午後六時五分ロイド社、会社より火災

類焼したのは、佐藤社、会社、佐藤社、海軍

管理の場、佐藤社、会社の海軍、管理の場

2ト及海軍製作品目、是より海軍、製作品目、保た

日 務 官